

川越市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における光熱費の負担軽減を図るとともに、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため、省エネルギー性能の高い家電製品への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象機器)

第2条 補助対象となる家電製品(以下「省エネ家電」という。)は、第6条第1項に規定する申請書を提出する日時点において「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)に掲載する省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベルの多段階評価が3つ星以上のエアコン及び電気冷蔵庫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、自ら居住する住宅(市内に存するものに限る。以下この条において同じ。)に省エネ家電を設置する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和6年5月10日から令和7年1月31日までの間に、自らが現に居住する住宅に設置している既存の家電(以下「既存家電」という。)に代わるものとして、家電製品を販売する事業者が市内に有する小売店舗から同品目の省エネ家電(新品に限る。)を購入し、設置すること。
- (2) 補助申請時点において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 本市で課税された市税(国民健康保険税を含む。)のうち、納期限を過ぎた市税に未納がないこと。

(4) 購入する省エネ家電と同品目の既存家電を家電リサイクル法等に従い、適切に処分すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象となる経費は、省エネ家電の購入費用（以下「購入費等」という。）とする。

2 補助対象経費において、次に掲げるものは含まないものとする。

(1) 消費税及び地方消費税額

(2) 設置工事に係る費用

(3) 既存機器の処分に係る費用

3 補助金の交付は、補助対象機器ごとに、同一の申請者及びその申請者と同一の世帯につき1回限りとする。

4 国、県等が実施する他の補助金等の交付を受けた省エネ家電又は受けようとする省エネ家電については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。

(補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、補助対象経費の1/3又は補助額30,000円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期間は、別に定める日から令和6年11月29日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期間を変更することができる。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、購入費等の内訳が明記されている見積書の写しとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類の添

付は、要しない。

(交付決定通知の様式等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査して、補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、同時に複数の交付申請が行われた場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

3 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第7条第2項に規定する通知書は、様式第3号のとおりとする。

(補助事業の着手時期)

第8条 前条第1項及び第2項の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条第3項の規定による通知を受けた日以後に、省エネ家電を購入し、設置しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(補助内容の変更等)

第9条 申請者は、申請した内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条に規定する報告書は様式第4号のとおりとし、交付決定を受けてから3か月以内又は市長が別に定める日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 購入費等の支払いを証する書類(宛名、購入金額、購入日、省エネ家電の製品名(型番)及び販売店名が記載されているものに限る。)の写し

- (2) 製造メーカーが発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 振込先の口座情報が分かる書類
- (4) 申請者に市税の滞納がないことの証明書（発行から1か月以内のものに限る。）
- (5) 既存家電に係る家電リサイクル券の写し（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）

（確定通知書）

第11条 規則第14条第1項の通知は、様式第5号によるものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間とする。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求める者は、処分等を行う10日前までに様式第6号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項の記載があったとき。
- (2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、様式第8号により当該申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第14条 市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る省エネ家電の設置状況の調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 補助金の交付に関し、社会情勢の変化等を勘案し、施策効果の検証を踏まえ、1年ごとに必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

第2条 川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱（令和4年5月1日施行）については、廃止する。

(補助対象者)

第3条 川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱（令和4年5月1日施行）において補助金の交付を受けた者は、本要綱第5条第4項の規定に該当するものとする。

(財産処分の制限)

第4条 川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱（令和4年5月1日施行）第12条に定める財産処分の制限に係る

期間は、なお従前の例による。

- 2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求め
る者は、処分等を行う10日前までに本要綱様式第6号を市長
に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を
行い、その結果を本要綱様式第7号により当該申請者に通知す
るものとする。